

令和 6 年度に実施した個別指導
において保険薬局に改善を
求めた主な指摘事項

東海北陸厚生局

目次

I 調剤全般に関する事項	- 1 -
1 処方箋の取扱い	- 1 -
2 処方内容の変更	- 1 -
3 処方内容に関する確認	- 1 -
4 調剤	- 2 -
5 調剤済処方箋の取扱い	- 2 -
6 調剤録の取扱い	- 2 -
II 調剤技術料に関する事項	- 2 -
1 地域支援体制加算	- 2 -
2 調剤技術料の時間外加算等	- 2 -
3 自家製剤加算	- 3 -
4 計量混合調剤加算	- 3 -
III 薬学管理料に関する事項	- 3 -
1 レセプトコンピュータの初期設定等	- 3 -
2 薬剤服用歴等	- 3 -
3 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等	- 4 -
4 重複投薬・相互作用等防止加算	- 4 -
5 服薬管理指導料	- 4 -
6 薬剤の服用に関する基本的な説明（薬剤情報提供文書）	- 4 -
7 患者への薬剤の服用等に関する必要な指導	- 5 -
8 麻薬管理指導加算	- 5 -
9 特定薬剤管理指導加算	- 5 -
10 乳幼児服薬指導加算	- 6 -
11 吸入薬指導加算	- 6 -
12 かかりつけ薬剤師指導料	- 6 -
13 外来服薬支援料	- 6 -
14 在宅患者訪問薬剤管理指導料	- 6 -
15 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	- 7 -
16 服薬情報等提供料	- 7 -
V 事務的・事項	- 7 -
1 標示	- 7 -
2 届出事項	- 7 -
3 揭示事項	- 7 -
VI その他の事項	- 8 -
1 調剤報酬明細書の記載	- 8 -
2 保険請求に当たっての請求内容の確認	- 8 -
3 保険外負担	- 8 -
4 関係法令の理解	- 8 -

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

- (1) ファクシミリにより電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 保険薬剤師が患者を訪問した場合に、処方箋の記載内容とファクシミリの処方内容が同一であることを確認していない。この場合に、処方箋を受領していない。
 - ② 処方箋を交付した保険医療機関において、患者等以外の者から処方箋の受領を行っている。また、処方箋の記載内容とファクシミリの処方内容が同一であることを確認していない。この場合に、処方箋を受領していない。(健康保険事業の健全な運営の確保が行われていないとも誤解され得ることは改めること。)
- (2) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- ア 「処方箋の使用期間」欄に年月日の記載がない。(交付の日を含めて4日以内の場合を除く。)
 - イ 処方箋の使用期間を超過している。
- (3) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- ア 用法の記載がない。
 - イ 用法の記載が不適切である。

2 処方内容の変更

処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ア 薬剤の用法・用量の変更を、処方医に確認することなく行っている。
- イ 処方箋に変更の内容を記載していない。

3 処方内容に関する確認

処方内容について確認を適切に行っていない次の例が認められたので改めること。

- ア 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの
- イ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法、用量で処方されているもの
- ウ 過量投与が疑われるもの
- エ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
- オ 重複投薬が疑われるもの
- カ 使用期間が限定されている医薬品について、その期間を超えて処方されているもの

- キ 漫然と長期にわたり処方されているもの
- ク 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの

4 調剤

調剤について、処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない例が認められたので改めること。

5 調剤済処方箋の取扱い

- (1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない、不適切又は不明瞭な例が認められたので改めること。
 - ア 調剤済年月日
 - イ 保険薬局の所在地
 - ウ 保険薬局の名称
 - エ 保険薬剤師の署名又は記名・押印
- (2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない又は不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
 - イ 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容
- (3) 調剤済処方箋への保険薬剤師の記名押印を事務員が行っている例が認められたので、調剤した保険薬剤師が自ら行うよう改めること。

6 調剤録の取扱い

調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載が誤っている。
 - ア 調剤年月日
 - イ 処方箋の発行年月日
- ② 請求項目、請求点数、患者負担金額の区分が明確でない。

II 調剤技術料に関する事項

1 地域支援体制加算

地域支援体制加算について、次の要件を満たしていない不適切な例が認められたので改めること。

管理薬剤師について、当該薬局に週 32 時間以上勤務している。

2 調剤技術料の時間外加算等

時間外加算等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

時間外加算を算定した患者について、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴等に記載していない。

3 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
- ② 調剤録等に製剤工程を記載していない。
- ③ 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

4 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。
- ② 2種類以上の薬剤を計量し、かつ、混合していないにもかかわらず算定している。

III 薬学管理料に関する事項

1 レセプトコンピュータの初期設定等

- (1) レセプトコンピュータの初期設定が、服薬管理指導料、かかりつけ薬剤師指導料を算定するようになっており、誤った算定となるおそれがあるので改めること。
- (2) 服薬指導等を行う前に、事務員によりレセプトコンピュータへ服薬管理指導料を算定するよう入力されており、誤った算定となるおそれがあるので改めること。

2 薬剤服用歴等

薬剤服用歴等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 同一患者の薬剤服用歴等について、全ての記録が必要に応じて直ちに参考できるよう患者ごとに保存・管理していない。
- ② 次の事項の記載がない又は記載が不十分である。
 - ア 患者の基礎情報
 - イ 処方及び調剤内容等（処方内容に関する照会の要点等）
 - ウ 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴）
 - エ 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - オ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - カ 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）
 - キ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
 - ク 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

- ケ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - コ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - サ 手帳活用の有無
 - シ 患者情報等を踏まえた薬学的管理及び指導の要点
 - ス 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- ③ 薬剤服用歴等への記載が、指導後速やかに完了していない。

3 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠していない次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① パスワードの要件である英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。
- ② 代行操作に係る承認を速やかに実施していない。そのため、根拠のない調剤報酬を請求するおそれがあるので、調剤報酬の請求は薬剤師が承認した記録に基づき行うよう留意すること。
- ③ 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていない。
- ④ 異動・退職した職員のIDの管理が適切に行われていない。
- ⑤ 運用管理規程がない。

4 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の薬剤服用歴等への記載がない。
- ② 残薬調整に係るものの場合に「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。

5 服薬管理指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者で、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方箋によって調剤が行われた場合でないときに、服薬管理指導料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

6 薬剤の服用に関する基本的な説明（薬剤情報提供文書）

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 次の事項の記載がない又は不適切である。
 - ア 用法
 - イ 効能、効果
 - ウ 副作用
 - エ 服用及び保管取扱い上の注意事項
- ② 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者等が理解しやすい表現になっていない。

7 患者への薬剤の服用等に関する必要な指導

次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

- ア 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等）
- イ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- ウ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

8 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤後、継続的に電話等による麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況の確認が行われていない。
- ② 麻薬による鎮痛等の効果の確認を行っていない。
- ③ 残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。

9 特定薬剤管理指導加算

- (1) 特定薬剤管理指導加算 1について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
 - ② 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
 - ③ 「ロ」について、特に安全管理が必要な医薬品の用法又は用量の変更に伴い保険薬剤師が必要と認めた場合又は患者の副作用の発現状況、服薬状況等の変化に基づき保険薬剤師が必要と認めて指導を行った場合のいずれにも該当しない場合に算定している。

- (2) 特定薬剤管理指導加算 3について、次の不適切な例が認められたので改めること。

医薬品リスク管理計画（RMP）の策定が義務づけられている医薬品以外の医薬品に対して「イ」を算定している。

10 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴等及び手帳に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない。

11 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 哮息又は慢性閉塞性肺疾患の患者以外の場合に算定している。
- ② 患者の同意を得ていない。

12 かかりつけ薬剤師指導料

(1) かかりつけ薬剤師指導料について、かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が服薬指導等を行った場合に算定している不適切な例が認められたので改めること。

(2) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴等に記載していない。

13 外来服薬支援料

外来服薬支援料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨及び一包化の理由を薬剤服用歴等に記載していない。
- ② 治療上の必要性が認められない場合に算定している。(外来服薬支援料2は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばされる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものである。)
- ③ 治療上の必要性が認められると判断していない。
- ④ 調剤後について、患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握していない。

14 在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬学的管理指導計画を策定していない。
- ② 薬学的管理指導計画を少なくとも1月に1回見直していない。

③ 薬剤服用歴等について、次の事項の記載がない又は不十分である。

- ア 訪問の実施日
- イ 訪問した薬剤師の氏名
- ウ 処方医から提供された情報の要点
- エ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

15 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

薬剤服用歴等について、次の事項の記載がない又は不十分である。

- ア 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医と連携する他の保険医から緊急の要請があった日付
- イ 当該要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨
- ウ 訪問の実施日
- エ 訪問した保険薬剤師の氏名
- オ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容
- カ 保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

16 服薬情報等提供料

(1) 服薬情報等提供料について、患者の同意を得ていない例が認められたので改めること。

(2) 服薬情報等提供料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。

保険医療機関に情報提供した文書に次の事項の記載がない。

当該患者に対する服薬指導の要点

V 事務的事項

1 標示

保険薬局である旨の標示がないので改めること。

2 届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに東海北陸厚生局長に届け出ること。

- ア 開局時間の変更
- イ 保険薬剤師の異動

3 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがな

- い患者に関する記載がない。
- ② 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、会計窓口に明細書の交付を希望しない場合の掲示がなく、患者の意向が確認できない。
 - ③ 後発医薬品調剤体制加算関係
後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

VI その他の事項

1 調剤報酬明細書の記載

麻薬小売業の免許番号につき、期限切れのものを記載している不適切な例が認められたので改めること。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

- (1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めること。
- (2) 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴等又は調剤報酬明細書の確認が行われていないので改めること。

3 保険外負担

患者からの実費徴収について、次の不適切な例が認められたので改めること。
患者の同意について、徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書に患者側の署名を受けることにより同意の確認が行われていない。

4 関係法令の理解

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法等の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。